

## 第 2 編 災害予防計画

- 第 1 章 災害に強い組織・ひとづくり
- 第 2 章 災害に強いまちづくり
- 第 3 章 災害に備えた防災体制づくり

本編では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本町に必要な災害予防計画を提示した。



## 第1章 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	総務課、京築広域圏消防本部、消防団
第2 自主防災組織における活動の推進	総務課、京築広域圏消防本部
第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援	総務課、保険福祉課、社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	総務課、学校教育課、子育て・健康支援課、京築広域圏消防本部
第5 防災訓練	総務課、京築広域圏消防本部、消防団
第6 調査・連携	総務課、関係各課、京築広域圏消防本部

### 第1 防災組織の整備

#### 1 みやこ町防災会議

町は、災害対策基本法第16条及びみやこ町防災会議条例第2条の規定に基づき、定期的のみやこ町防災会議を開催し、町及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等の防災対策を推進する。

※ 資料編 4-1 みやこ町防災会議条例

#### ■防災会議で協議する事項

- みやこ町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 水防法（昭和24年法律第193号）第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### 2 みやこ町災害対策本部

町は、地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、職員への周知を図る。また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

関係各課等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動を迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

※ 資料編 4-2 みやこ町災害対策本部条例

また、災害対策本部には以下に示す対策班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

#### ■災害対策本部構成班

- |         |         |       |
|---------|---------|-------|
| ○ 総括班   | ○ 環境班   | ○ 文教班 |
| ○ 調整班   | ○ 建設班   | ○ 協力班 |
| ○ 災害救助班 | ○ 上下水道班 | ○ 消防団 |

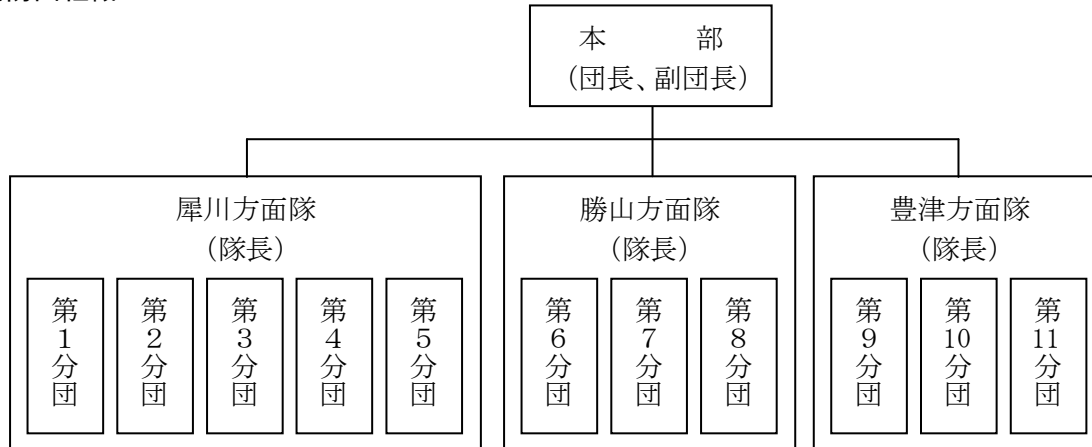
### 3 消防団

消防団は、京築広域圏消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・水防・救助活動等を実施するために、必要な組織の整備・改善を図る。

また、男女共同参画の視点に基づき、男性のみならず女性消防団の組織づくりを推進し、女性の持つソフト面を取り入れた防災指導、及び後方支援活動を強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を果たすことを目指す。

※ 資料編 4-3 みやこ町消防団の組織等に関する規則

#### ■消防団組織



### 4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る必要な組織体制の整備・改善・充実を図る。

### 5 自主防災組織

町は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、地域住民が的確に行動し被害を防止・軽減することができるよう、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、京築広域圏消防本部と連携しながら、自主防災組織を組織化・育成する。

住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、町内の防災・減災に寄与するよう努める。

#### ■自主防災に係る主な組織

- 自治組織等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。
- 高層建築物、大型店舗等多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。
- 民間の防火組織、婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

### 6 事業所

町内事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP<sup>注</sup>）の策定を行うよう努める。

また、自主防災体制を整備・充実させ、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の事業継続マネジメント（BCM<sup>注</sup>）の取り組みを通じ

て防災活動の推進に努める。

なお、事業継続計画の策定の際は、「事業継続計画策定促進方策に関する検討会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン第3版」（平成25年8月）等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

- 注）・事業継続計画（BCP）：重要な業務を継続するための必要な事項を盛り込んだ計画  
 ・事業継続マネジメント（BCM）：災害や事故で重大な被害を受けても、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧させるための管理プロセス

#### ■災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い地域づくりを行うことは、被害の軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み、企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等においても、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全確保に積極的に努めることとし、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

#### ■企業等の防災対策

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| ○ 防災訓練          | ○ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 |
| ○ 従業員等の防災教育     | ○ 施設耐震化の推進                   |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立 | ○ 施設の地域避難所としての提供             |
| ○ 火災その他災害予防対策   | ○ 地元消防団との連携・協力               |
| ○ 避難対策の確立       |                              |
| ○ 応急救護          |                              |

また、企業等は、地震時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る。

## 第2 自主防災組織における活動の推進

町は、公民館・集会所施設を拠点とする自主防災組織の設立に努め、自主防災組織が設立された後は、自主防災組織を育成し、その活動を促進するため行政区等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画や女性リーダーの育成を促進する。

また、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとどめるよう、地区防災計画の作成を支援し、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施する等、災害に対する備えを推進する。

さらに、災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。

## 1 自主防災組織の設立・育成・支援

町は、住民、行政区等の自治組織、事業所及び各種団体等に対し、町広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発を行う。

また、自主防災組織を対象に、研修会等を実施し、リーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援等を行う。特に、リーダーには複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成に努める。

### ■自主防災組織の活動内容

#### [平常時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成
- 地区別防災マップの作成
- 危険箇所の点検
- 地域コミュニティ、防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連携
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 防災用資機材の整備・点検等
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護、炊き出し、災害図上訓練等の防災訓練の実施

#### [警戒・災害時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の誘導、避難生活の指導
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 要配慮者・避難行動要支援者の安否確認・避難誘導等
- 自らの避難

## 2 育成強化対策

町は、町域における自主防災組織の育成を促進し、あわせて自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。また、住民の自発的な防災活動の促進を図る。

さらに、自主防災組織の活動が十分行えるように国や県の補助制度等を活用し、防災用資機材等の充実を図る。

### ■育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 自治組織への個別指導・助言
- 自治組織ごとの訓練、研修会の実施
- 地域防災リーダー（男・女）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

#### [重点地域]

- 人口が密集している地域
- 要配慮者・避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋が集中している地域
- 消防水利が不足している地域
- 過去の災害で被害が甚大であった地域

### 3 民間防火組織の育成・強化

---

町は地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した組織づくりと育成・強化に努める。

### 4 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

---

行政区等の自治組織のファイルづくりを推進し、自主防災組織を中心とした住民や地域団体等が情報共有し、連携強化により活動活性化するよう支援に努める。

さらに、町等は、これらの情報をファイルとして管理することにより、災害等の緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

### 5 地区防災計画

---

自主防災組織等は、防災訓練、物資及び資材の備蓄、その他地区の防災活動に関する計画（地区防災計画）の素案の作成に努めるものとし、これを地域防災計画に定めることを町防災会議に提案する。

町防災会議は、この提案があった場合、その必要性があると認めるときは地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 6 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

---

町は、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

### 7 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

---

町内事業所は、従業員・利用者等の安全を確保するとともに、的確な防災活動により地域における災害を拡大させないよう、自主防災体制を整備・充実させる。また、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める等、地域の安全の確保に積極的に努める。

物資や資材、役務等を提供する事業者は、国、県、町が実施する防災に関する施策への協力に努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」<sup>注)</sup>等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。さらに、各企業の防災に係る取り組みについては、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

注) 消防団協力事業所表示制度：消防団に対して、事業所が市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

**■対象施設**

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物質等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員がいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設

**■事業所等における主な防災対策及び防災活動**

- |                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| ○ 防災訓練                  | ○ 避難対策の確立                       |
| ○ 従業員等の防災教育             | ○ 応急救護                          |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立         | ○ 飲料水、食料、生活必需品等物資の備蓄（従業員の3日分以上） |
| ○ 火災その他災害予防対策           | ○ システムの多重化・高度化、施設耐震化の推進         |
| ○ BCMを通じた事業継続計画(BCP)の策定 | ○ 施設の地域避難所としての提供                |
| ○ 帰宅困難者対策               | ○ 消防団、自主防災組織との連携・協力             |

**第3 災害ボランティア活動の育成・活動支援**

被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、町は、県、日本赤十字社福岡県支部、福岡県災害ボランティア連絡会、福岡県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、福岡県 NPO・ボランティアセンター及びその他関係機関と相互に連携し、ボランティアや関係団体と平常時から連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、その自主性を尊重しつつ、受入れ体制の整備等、ボランティアの活動環境への各種対策を推進する。

**1 ボランティア活動の普及・啓発**

町は、住民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

**■災害ボランティア活動体制の整備**

生活支援に関するボランティア	専門的な知識を要するボランティア
○ 被災家屋等の清掃活動	○ 救護所等での医療、看護
○ 現地災害ボランティアセンター運営の補助	○ 被災宅地の応急危険度判定
○ 指定避難所運営の補助	○ 外国人のための通訳
○ 炊き出し、食料等の配布	○ 被災者へのメンタルヘルスケア
○ 救援物資等の仕分け、輸送	○ 高齢者、障がい者等への介護・支援
○ 高齢者、障がい者等の介護補助	○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
○ 被災者の話し相手、励まし	○ 公共土木施設の調査等
○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

**2 ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援**

町は、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるため、研修会や講習会を通じて、それぞれの地域におけるボランティアリーダー及びコーディネーターの育成・支援を推進する。



### ■災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

担 当	内 容
県 県災害ボランティア連絡会 県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援</li> <li>▽ 講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発</li> <li>▽ 防災士<sup>注)</sup>等との連携体制の構築</li> <li>○ 専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握</li> <li>○ ボランティア保険の普及・啓発</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町社会福祉協議会との連携による育成・支援活動</li> <li>▽ 講習会、防災訓練等の実施による「地区災害ボランティアリーダー」等の育成・支援</li> </ul>
町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害ボランティアリーダー等の育成</li> <li>○ 災害ボランティアセンター運営マニュアル・活動マニュアル等の作成・見直し</li> <li>○ ボランティア保険の普及・啓発</li> </ul>
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 講習会の開催</li> <li>○ 講師の派遣</li> <li>○ 災害時ボランティア活動マニュアルの作成</li> </ul>

注) 防災士：防災に関する十分な意識・知識・技能を有し、家庭・地域・職場において、知識と技術を効果的に発揮できる者。

### 3 災害ボランティアの受入れ体制及び活動環境の整備

町は、災害ボランティアの活動拠点や資機材等の活動環境の整備等に必要な支援を行う。

県及び町社会福祉協議会は、災害発生時にボランティアの担当窓口（災害ボランティアセンター）を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

また、町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れ・活動に関する「みやこ町災害ボランティアセンター運営マニュアル」等を作成し、災害ボランティアの円滑な受入れに取り組む。

さらに、町は、県及び日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点・資機材・災害に係るボランティアやコーディネーターの養成・ボランティアのネットワーク化・ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

#### ■災害ボランティアの環境整備

担 当	内 容
県社会福祉協議会 県災害ボランティア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア受入れ拠点の整備</li> <li>○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備</li> <li>○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県災害ボランティア連絡会及び県社会福祉協議会等との連携による活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援</li> </ul>
福岡県NPO・ ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時におけるボランティアに関する情報提供</li> </ul>
町 町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援</li> <li>○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画の策定</li> <li>○ 災害ボランティアの受入れ体制の整備等（災害ボランティアセンター（現地受入窓口）や連絡体制）</li> </ul>
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動拠点の運営等、災害ボランティア活動の支援</li> </ul>

## 第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、町は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と密接な連携を保ち、住民等に防災に関する知識の普及を推進する。

### 1 町職員に対する防災教育

町は、町職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、「災害時職員初動マニュアル」及び「指定避難所開設・運営マニュアル」等に基づき、初動活動について重点を置くようにする。

なお、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築する。

#### ■防災教育の方法及び内容

項目	内 容
方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新任研修</li> <li>○ 幹部職員研修</li> <li>○ 研修会、講習会、講演会等の実施</li> <li>○ 見学、現地調査等の実施</li> <li>○ 手引書等の資料作成・配布</li> <li>○ 防災週間での実施</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 災害種別毎の特性・発生原因</li> <li>▽ 気象情報</li> <li>▽ 過去の主要な被害事例</li> <li>▽ 本町の災害特性・地域別危険度等</li> </ul> </li> <li>○ 本町地域防災計画の概要</li> <li>○ 防災関係法令に関する知識</li> <li>○ 職員として果たすべき役割（任務分担）</li> <li>○ 男女共同参画の視点からの災害対応</li> <li>○ 災害時の活動要領 <ul style="list-style-type: none"> <li>▽ 職員の動員体制</li> <li>▽ 情報収集伝達要領</li> <li>▽ 無線取扱要領等</li> </ul> </li> <li>○ 応急手当</li> </ul>

### 2 住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、町広報紙、ハザードマップ、インターネット等を利用して、住民に対し、正しい知識の普及・啓発を図る。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、要配慮者への対応や災害時の男女のニーズの違い等にも留意したわかりやすい広報資料を作成する。

## ■防災知識の普及啓発の方法及び内容

項 目	内 容
方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種メディア（テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、広報紙、パンフレット、ポスター等）</li> <li>○ 各種相談窓口の設置</li> <li>○ 消防団、防災士を通じた啓発</li> <li>○ 講演会、講習会、展示会等の実施</li> <li>○ 防災訓練の実施</li> <li>○ 各種ハザードマップ等の利用</li> <li>○ 広報車の巡回による普及</li> <li>○ 町内における想定浸水深等の表示（標識の設置）等</li> <li>○ 防災週間での実施</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害に関する基礎知識、災害発生時（警報等発表時、避難指示・勧告・準備情報発令時等）に具体的にとるべき行動に関する知識</li> <li>○ 過去に発生した地震、風水害等の被害、教訓に関する知識</li> <li>○ 地域防災計画の概要</li> <li>○ 災害に備えた3日分の食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備</li> <li>○ 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項</li> <li>○ 出火の防止及び初期消火の心得</li> <li>○ ハザードマップ等による災害危険箇所（土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区、洪水浸水想定区域等）の周知</li> <li>○ 災害情報（防災気象情報、避難指示等）の正確な入手方法</li> <li>○ 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</li> <li>○ 大地震の発生後に自動車運転者の取るべき措置に関する知識</li> <li>○ 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備</li> <li>○ 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の避難対策及び避難生活等に関する知識</li> <li>○ 応急手当方法等に関する知識</li> <li>○ 早期自主避難の重要性に関する知識</li> <li>○ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識</li> <li>○ 屋内、屋外における防災対策及び災害発生時の心得、災害発生時の家族間の連絡体制</li> <li>○ 要配慮者への配慮</li> <li>○ 男女共同参画の視点からの災害対応</li> <li>○ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識</li> <li>○ 防災訓練、自主防災活動の実施等</li> <li>○ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）</li> </ul>

## 3 園児・児童・生徒等に対する防災教育及び防災体制の充実

町は、関係機関と連携して、園児・児童・生徒等に対する適切な防災教育を推進するとともに、学校等における防災体制の充実を推進する。

特に、災害時の危険性や避難方法、避難行動について、園児・児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

■学校等における防災教育の内容

項目	内容
機会となる教育行事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災専門家、災害体験者の講演</li> <li>○ 消防署等の見学会</li> <li>○ 防災訓練</li> <li>○ 学習指導要領に基づく各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動</li> </ul>
指導内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然災害発生のしくみ、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実</li> <li>○ 先進事例や地域の特性を踏まえた防災学習指導の充実</li> <li>○ 日頃から、身の回りに潜む危険性（災害危険箇所等）を認識し、回避する能力の育成</li> <li>○ 災害時に、想定にとらわれず自らの命を守り抜く正しい行動をとるための体験的な活動（避難訓練等）の実施</li> <li>○ ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成</li> </ul>

■学校等における防災体制の充実

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長を中心とした防災検討会の設置</li> <li>○ 避難確保計画の作成</li> <li>○ 教職員研修の充実</li> <li>○ 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実</li> <li>○ 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築</li> </ul>
---

4 社会教育における防災知識の普及

町は、社会教育において、PTA、女性学級、老人クラブ、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

5 防災上重要な施設職員等の教育

災害予防責任者<sup>注)</sup>（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。特に、浸水経路や浸水形態の把握を行い、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

京築広域圏消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者<sup>注)</sup>への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の管理保安方法等を周知する。

注) ・災害予防責任者：指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条）。

・防火管理者：多数の人が利用する建物等の「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火管理業務）を計画的に行う責任者。

6 防災知識の普及に際しての留意点

町は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。また、夜間等様々な条件を考

慮した定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性別や年齢等に関わらず、多様な住民が自主的に考え、参画・体験できる機会を設ける等、十分配慮するよう努める。

## 7 防災意識調査

町は、住民の防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

## 第5 防災訓練

町は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関や団体、要配慮者を含む地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

### 1 個別訓練

#### (1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、町職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。機器等の不備により、迅速な遂行が困難になることが判明した場合は、点検・整備を行う。

#### (2) 消防訓練

消防団は、京築広域圏消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

#### (3) 職員の訓練

町は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

#### (4) 図上訓練

町は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

### 2 自治組織等の訓練

町は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、可能な限り資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等を含む住民参加による訓練等を積極的に行う。

#### ■防災訓練の種類

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 出火防止訓練       | <input type="radio"/> 応急救護訓練             |
| <input type="radio"/> 初期消火訓練       | <input type="radio"/> 災害図上訓練             |
| <input type="radio"/> 避難訓練         | <input type="radio"/> 炊き出し訓練             |
| <input type="radio"/> 情報の収集及び伝達の訓練 | <input type="radio"/> その他の地域の特性に応じた必要な訓練 |

### 3 施設・事業所等の訓練

保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画等に基づき、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施する。

### 4 総合防災訓練

町は、災害時の防災体制に万全を期するため、様々な訓練での課題等を整理し、より広域的な総合防災訓練として、消防団、京築広域圏消防本部、近隣市町村、国、県、行橋警察署、自衛隊、水防協力団体、非常通信協議会等の防災関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、さらには自主防災組織、ボランティア組織等の団体、一般住民・企業等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。

なお、実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者に十分配慮するとともに、広域合同訓練や市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練の実施についても考慮する。

#### ■総合防災訓練の種目

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ○ 災害対策本部の設置、運営        | ○ 各種火災消火     |
| ○ 交通規制及び交通整理          | ○ 道路復旧、障害物排除 |
| ○ 避難準備及び避難誘導、指定避難所の運営 | ○ 緊急物資輸送     |
| ○ 救出・救助、救護・応急医療       | ○ 無線等による情報伝達 |
| ○ ライフライン復旧            | ○ 給水・給食      |
| ○ 被災地偵察               | ○ 情報の収集・伝達   |

### 5 防災訓練に際しての留意点

町は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

さらに、訓練の際には、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

### 6 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第6 調査・連携

町は、防災対策を有効なものとするために、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、京築広域圏消防本部、国、県、近隣市町村及び関係機関との情報交換等、広域的な連携に努める。

### 1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

町の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

## 2 男女別統計の整備

---

男女共同参画の視点を反映した防災施策を推進するため、男女が置かれている状況を客観的に把握できる男女別統計の整備に努める。

## 3 地区別防災カルテの活用

---

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等の単位で防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用できるよう検討する。

## 4 近隣市町村との情報交換、連携

---

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

## 5 関係機関等との情報交換

---

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

## 6 災害記録の蓄積と公開（災害教訓の伝承）

---

京築広域圏消防本部、防災関係機関と協力し、過去に起こった大災害等の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、町内の災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、閲覧、情報発信、共有できるよう災害に関する各種情報の公開を行う。

また、住民、自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努めるとともに、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

## 第2章 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1 地域の防災化	総務課、都市整備課
第2 建築物の安全化	総務課、建築課、学校教育課
第3 文化財災害予防対策の推進	生涯学習課、京築広域圏消防本部、消防団
第4 ライフライン施設等の安全対策	上下水道課、関係機関
第5 交通施設の整備・安全化	総務課、都市整備課、施設管理者
第6 水害予防対策の推進	総務課、都市整備課、京築広域圏消防本部、消防団、関係機関
第7 土砂災害予防対策の推進	総務課、都市整備課、保険福祉課、関係機関
第8 液状化対策の推進	都市整備課、関係機関
第9 火災予防対策の推進	総務課、都市整備課、京築広域圏消防本部、消防団
第10 林野火災予防対策の推進	総務課、農林業振興課、都市整備課、京築広域圏消防本部、消防団
第11 農林災害予防対策の推進	農林業振興課、都市整備課
第12 原子力災害への対応	総務課、関係機関

### 第1 地域の防災化

町は、快適で安全な住民生活を確立するため、災害に強い地域の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

#### 1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図ることにより、防災機能を強化する。

また、住みよい集落の形成及び機能的な地域の確保を目指すとともに、災害を最小限に食い止めるために、集落基盤の整備を推進する。

さらに、地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の危険性を示す地震危険度マップ等を検討し、実現可能な施策を総合的に展開する。

#### 2 公園・緑地等防災空間の確保

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における指定緊急避難場所あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・災害廃棄物の仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等様々な機能を有するオープンスペースとしての役割を有している。

町は、これらの機能について配慮しながら、特色ある公園・広場の整備、集落周辺の緑地保全



及び民間宅地開発等における公園等、公園・緑地の積極的な確保とその適正な配置に努める。

#### ■公園・緑地等の環境整備

- 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有するため、災害時の緊急避難地として利用できるよう維持・管理を行う。
- 防災拠点や避難地となる緑地等の整備を推進する。
- 公園の未整備地区では、その整備促進に努める。
- 伊良原ダム建設にともなう森林公園等の整備を進める。
- 犀川・勝山・豊津各地区の運動公園、長寿の里公園、八景山自然公園等について、住民の活動拠点としての積極的な土地利用を図る。

### 3 宅地開発の指導

町は、都市計画法に基づき、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、都市環境を活かし調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、事業者の積極的な協力を求めて、安全な宅地開発を推進する。

## 第2 建築物の安全化

町は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

### 1 建築物の不燃化

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

#### (1) 準防火地域の指定

本町における防火地域、準防火地域の指定はなされていないが、今後用途地域の変更等があった場合には準防火地域として追加指定する。

#### (2) 建築基準法第22条に基づく指定区域の設定

現在、用途地域のうち、準防火地域に定められた地域以外の区域を、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化等を行う区域として指定しているが、今後用途地域の変更等があった場合には追加指定等を行う。

#### (3) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅については、地域性、老朽度等を考慮し、逐次耐火構造への建替えを推進する。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の確保に努める。

#### (4) 住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

### 2 建築物の耐震化・宅地の液状化対策

建築物の耐震化や宅地の液状化対策を総合的かつ計画的に推進するため、建築物等の耐震化及び宅地の液状化の診断・改修の充実を図るとともに、建物非構造部材の安全対策等についても推

進する。特に、学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

なお、住宅等の耐震化を効果的に推進するために、地震ハザードマップ（震度予測図、液状化予測図）を活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。

(1) 公共建築物

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

大地震時の安全性を確保するため、防災上重要な公共施設を指定し、指定した施設について耐震及び液状化の点検を実施するとともに、その結果に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震改修及び液状化対策事業を推進する。また、新たに建築する施設についても、建築物の用途に応じた耐震性の強化を図る。

さらに、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■防災上重要な公共施設

- |                     |
|---------------------|
| ○ 災害応急対策活動に必要な施設    |
| ○ 指定避難所として位置づけられた施設 |
| ○ 多数の住民が利用する施設      |

■重要施設の耐震性強化対策項目

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| ○ 耐震性に考慮した機器類の取付け | ○ 自己水源の確保                     |
| ○ バックアップ機能の充実     | ○ 消火・避難経路の確保                  |
| ○ 早期復旧ができる設備の構築   | ○ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保         |
| ○ 自己電源の確保         | ○ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保 |

(2) 一般建築物等

県及び建築士団体等との連携により、建築物の所有者等に対し、耐震及び液状化の診断・改修について、知識の啓発・普及を行う。

また、危険な建築物の所有者に対し、建築物の補修（窓ガラス・外壁材等の落下防止等）、安全確保のための各種措置を支援する。

(3) 建築物等のその他の安全対策

建築物・工作物やそれらに附帯する設備等の安全対策については、以下に示す対策を講じる。

■建築物等のその他の安全対策

項 目	内 容
エレベーター閉じ込め防止対策	○ 保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。
窓ガラス等の落下防止対策	○ 地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
ブロック塀等の倒壊防止対策	○ ブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、安全点検や補強方法等の普及啓発や巡回、指導等を行う。
工事中の建築物	○ 落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

項目	内 容
建 物 内 の 安 全 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校校舎 校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全性と避難通路が確保できるように十分配慮する。</li> <li>○ 社会福祉施設、病院、保育所等 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように十分配慮する。</li> <li>○ 庁舎 施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。</li> <li>○ 民間建築物 民間建築物の所有者及び管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒落下や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止を行う。</li> </ul>
公 共 施 設 及 び 危 険 物 施 設 の 点 検 整 備 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の点検を行うとともに、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。</li> </ul>
そ の 他 の 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。</li> </ul>

### 第3 文化財災害予防対策の推進

町は、京築広域圏消防本部及び防災関係機関と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化、防災施設の整備を進める。

また、国・県の指定する文化財については、必要に応じて防災対策整備に関する要請を行う。

#### 1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

また、所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

#### 2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

##### ■防災管理体制の確立

- 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化
- 倒壊及び落下物による破損防止対策
- 避難体制の確立
- 防火管理体制の整備

### 3 文化財の破損防止及び点検設備

古墳・遺跡を含む文化財の破損防止対策、点検整備を実施する。

## 第4 ライフライン施設等の安全対策

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

### 1 水道施設

町及び水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、効率的な運営及び水道施設の整備増強に努める。

また、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等に沿って施設の耐震化を推進する。

#### (1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、電力停止時の機能確保のために、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。

#### (2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の施設巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

#### (3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

#### (4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

### 2 下水道施設

町は、市街地の拡大に対応し、浸水等の被害を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽の整備推進を図る。

また、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会刊）に基づき、施設の耐震化を推進する。

#### (1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験をふまえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等に

より被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップ等の対策を図る。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練等を実施する。

(4) 仮設トイレの確保

災害時は水の供給不足から下水処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力を図る。

### 3 電力施設

電気事業者は、突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を図る。

■電力設備の災害予防措置

項 目	内 容
電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害対策、雷害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員の防災教育

### 4 電話通信施設

電話通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図るため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

町は、その他電話通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

■災害予防対策

○ 電気通信設備等の高信頼化	○ 災害対策用機器及び車両の配備
○ 電気通信システムの高信頼化	○ 災害対策用資機材の確保と整備
○ 災害時措置計画	○ 防災訓練の実施
○ 通信の利用制限	○ 防災に関する防災機関との協調

### 5 ガス施設

ガス事業者は、地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

町は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設

の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

## 第5 交通施設の整備・安全化

道路管理者は、災害時の緊急輸送道路ネットワーク（幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路網又は防災拠点を相互に連絡する道路網）の確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備及び安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。整備・安全化の検討にあたっては、緊急輸送路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水等で道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

また、鉄道管理者は、災害を防止するため所管する施設の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

### 1 道路の整備

#### (1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送等、緊急輸送道路や、火災の延焼防止機能としても有効である。そのため、道路が被災し不通になったときは、町域が分断され、大きな障害が発生する。

従って、重要な役割を担っている幹線道路の整備を促進する。

※ 資料編 1-5 道路危険箇所

#### ■町内の主な幹線道路

種別	名称
高速自動車道	東九州自動車道
一般国道	国道10号椎田バイパス、国道201号、国道496号、国道500号
県道	主要地方道 県道32号犀川豊前線、県道34号行橋添田線、県道58号椎田勝山線、県道64号荇田採銅所線
	一般県道 県道201号犀川豊津線、県道204号田川犀川線、県道238号豊津椎田線、県道239号木井馬場犀川停車場線、県道240号下深野犀川線、県道241号津野犀川線、県道242号大久保犀川線、県道243号節丸新田原停車場線、県道252号大久保行橋線、県道253号上矢山中黒田線、県道292号津野帆柱線

#### (2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や集落の基盤整備等にあわせて整備する。

また、既存道路については、危険箇所、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める。

#### (3) 緊急輸送道路ネットワークの整備

緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた道路については、その耐震性、安全性の強化に努める。

#### (4) 拠点の整備検討

町は、大規模災害時における道路の早期啓開の拠点となり得る拠点を選定し、必要な機能の整備を検討する。

## 2 橋梁の整備

災害時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換を行う。なお、国、県等の他所管橋梁については、これらの対策等の実施に協力する。

## 3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

## 4 交通安全施設の防災機能強化

緊急輸送道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化に努める。

## 5 鉄道施設の防災対策強化

平成筑豊鉄道株式会社は、関係法令等に基づき構造物を築造しており、火災その他の予想される災害に対して、より一層安全が要求される施設として特に考慮し、土木構造物の新設及び改修は、鉄道構造物等設計標準（耐震設計）等により設計を行い、耐震性を確保する。

また、防災訓練の実施、防災関係資材の点検整備を行うとともに、施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画に基づき、金田運転指令を通じて避難誘導體制等の周知を行う。

# 第6 水害予防対策の推進

## 1 河川・ため池施設等の安全対策

町は、関係機関、施設管理者と協力し、河川施設及びため池施設について、以下のとおり、水害予防対策を推進する。

また、災害防止事業の実施時には、周辺的环境や景観への影響の低減・回避にも配慮する。

### (1) 河川施設

国等施設管理者に、地震の発生に際しての河川施設の被害の想定、耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を要請し、その推進に協力する。

※ 資料編 1-1 重要水防箇所（河川）

※ 資料編 1-2 災害危険河川区域

### (2) ため池施設

ため池等の管理者に、所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう、堤体、余水吐、樋管等諸施設の整備を要請し、その推進に協力する。

また、ため池に関するハザードマップ等を作成し、住民へ周知する。

※ 資料編 1-3 防災重点ため池

※ 資料編 1-4 町管内のため池

## 2 水防体制の強化

町及び消防団は、京築広域圏消防本部及び関係機関と連携し、浸水等による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、今後、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

※ 資料編 2-2 水防資機材

### ■水防体制の強化事項

- 河川情報の観測施設の整備、管理
- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防に係る研修、訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

## 3 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

### (1) 洪水浸水想定区域等における避難確保措置

町は、水防法第14条の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの、又は大規模工場等の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本地域防災計画に定める。名称及び所在地を定めた施設については、本地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町は、本地域防災計画で規定した浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

本地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

※ 資料編 1-18 浸水想定区域

### ■洪水浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
洪水浸水想定区域の指定	県	○ 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位周知河川が対象
洪水浸水想定区域ごとに定める事項	町	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 要配慮者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 要配慮者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法



項目	担当	措置内容
洪水予報等の伝達方法	町	○ 洪水浸水想定区域内及びその周辺の住民、要配慮者関連施設の所有者又は管理者に対し、防災情報を防災行政無線、広報車、電子メール「防災メール・まもるくん（福岡県）」、緊急速報「エリアメール」、緊急速報メールによる配信確立 注) 有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。
住民への周知	町	○ 町広報紙 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等の表示

## (2) 要配慮者利用施設の浸水対策

本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

## 4 平常時の巡視

町、京築広域圏消防本部及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を求める。

## 第7 土砂災害予防対策の推進

町、県及びその他防災関係機関は、地震及び風水害等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を実施するとともに、必要な指定等を行う。また、災害防止事業の実施時には、環境や景観への影響の回避・低減も配慮する。

町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

### 1 危険区域の指定、整備

町は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

- ※ 資料編 1-6 山腹崩壊危険地区
- ※ 資料編 1-7 崩壊土砂流出危険地区
- ※ 資料編 1-8 地すべり危険地区
- ※ 資料編 1-9 砂防指定地箇所
- ※ 資料編 1-10 土石流危険溪流
- ※ 資料編 1-11 地すべり防止区域
- ※ 資料編 1-12 地すべり危険箇所

※ 資料編 1-13 急傾斜地崩壊危険区域

※ 資料編 1-14 急傾斜地崩壊危険箇所

## 2 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知

町は、県により土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定があった時は、土砂災害防止法第8条に基づき、当該警戒区域ごとに以下の事項を本地域防災計画に定める。

※ 資料編 1-15 土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

※ 資料編 1-16 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

※ 資料編 1-17 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

### ■警戒避難体制の整備

- 情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項
- 避難場所及び避難経路に関する事項
- 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 避難、救助その他必要な措置

土砂災害警戒区域が指定された区域の住民へは、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難確保のため必要な事項を町広報紙、ハザードマップ等により住民へ周知する。

町は、本地域防災計画で規定した要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう土砂災害警戒情報等の伝達方法を定める。

※ 資料編 2-12 災害危険区域内に位置する各種施設

### ■土砂災害警戒区域等への措置

項目	担当	内 容
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「土砂災害防止法」及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を指定</li> <li>注) ・土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域</li> <li>・土砂災害特別警戒区域：警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域</li> </ul>
警戒区域ごとに定める事項	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項</li> <li>○ 避難場所及び避難経路に関する事項</li> <li>○ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項</li> <li>○ 避難、救助その他必要な措置</li> <li>○ 区域内に要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法</li> </ul>
住民への周知	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町広報紙</li> <li>○ ハザードマップ等</li> </ul>

### 3 宅地防災対策

町は、宅地需要に伴う丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性がある場合、県と協力し、宅地造成等規制法等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

また、町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進する。

### 4 ソフト対策等の推進

町は、県と連携し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等の規定に基づき、次のようなソフト対策等の推進に努める。

#### ■土砂災害防止の対策事項

- ハザードマップ等による土砂災害警戒区域等の周知
- 警戒避難体制の確立
- 住宅等の新規立地の規制
- 既存住宅の移転促進等

## 第8 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、以下のような液状化対策を実施する。

#### ■液状化対策

- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

## 第9 火災予防対策の推進

本町には、建物密集率が高く、古くからの集落等では木造家屋が密集し、火災に対して要注意の地区があり、火災防御困難地域や特定消防区域の指定を検討する。

### 1 予防対策の強化

町は、京築広域圏消防本部に対し、火災予防のため、次のとおり事業所等に対する予防対策の推進を要請する。

#### (1) 火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対し、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

#### (2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習を実施するとと

もに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物の新築、増改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度の効果的運用を図る。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セーフティマークの取得）の取り組みを推進する。

(5) 危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者及び管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。

また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(6) 自衛消防隊等の育成

事業所等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(7) 住民に対する啓発

町は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等についての啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器の設置・普及促進に努める。

また、住民に対し、火災予防運動をはじめ、講習会・講演会、報道機関等による防火意識の高揚を推進する。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(8) 防災センターの整備

地域の防災を強化する核づくりのため、コミュニティ防災センターの整備を検討する。

(9) 火災予防運動の推進

住民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火思想の普及

## 2 消防力の強化

町、消防団、京築広域圏消防本部は、火災防止のため、次のとおり消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度等を活用し、消防格納庫（詰所）、消防車両（はしご付消防自動車、消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等）、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

町は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、

河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置を図る。

また、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

### (3) 消防団の強化

消防団の機能強化を図るため、組織の整備及び消防格納庫（詰所）、消防車両、活動資機材の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実、幅広い層への働きかけによる団員の確保に努める。

消防団は、自主防災組織等と平常時から連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を推進する。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との連携体制を整備する。

### (4) 総合的な消防計画の策定

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防団の編成、運用及びその他活動体制等について定める消防計画を策定するとともに、毎年検討を加え、必要に応じて修正する。

### (5) 市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

## 第10 林野火災予防対策の推進

町は、京築広域圏消防本部、消防団及び関係機関と連携し、次のとおり林野火災の予防対策を推進する。

### 1 監視体制の強化

林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

#### (1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。住民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、防災行政無線等を通じ周知徹底を図る。

#### (2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく火入許可に関する規則に基づき、気象庁の気象予報等を参考にしながら時期、許可条件等について事前に京築広域圏消防本部と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接するときは、関係市町に通知する。

※ 資料編 4-5 みやこ町火入れに関する条例

#### (3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、必要に応じて、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

## 2 予防施設、資機材等の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

## 3 防火思想の普及

林野火災の発生期を中心に、林道、樹木等へのポスター、防火標識等の設置並びに町広報紙等の配布を通じて、予防広報を積極的に推進する。

# 第11 農林災害予防対策の推進

農林業は本町の基幹産業であることから、暴風、豪雨等による農作物等への災害を防止するため、今後も生産基盤の整備を行っていく。

## 1 農業災害対策

### (1) 試験研究の推進

災害予防・被害軽減対策の効果的な推進を図るため、台風や高温等の気象災害に関する品種や技術開発に関する下記の試験研究成果の入手に努める。

#### ■試験研究

- 高温耐性、耐湿性等をもった農作物新品種の開発に関する研究
- 防風ネットや果樹の仕立法等気象災害被害軽減技術開発に関する研究
- 土壌流亡防止等に関する研究

### (2) 防災思想の普及及び防災訓練の実施

町は、京築普及指導センター及び水土里ネット福岡、その他の関係団体等を利用して、「福岡県施設園芸用施設導入方針」に基づく施設整備や、土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

また、町は、施設の管理主体に対し、ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施要請及び指導を行う。

### (3) 防災基盤の整備

町は県と連携して、洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

また、農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

### (4) 防災営農体制の整備

町は、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるにあたって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

また、気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、その他の営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

## 2 林業災害対策

町は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上に努める。

### ■林業災害対策

- 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。
- 市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。
- 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進する。

## 第12 原子力災害への対応

町及び防災関係機関は、広域かつ長期に及ぶ場合に備え、原子力災害に対応するため、情報の収集・伝達体制、住民への情報提供体制、避難収容活動体制、飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制を確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 1 基本方針

福岡県において、防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力災害対策指針における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」を踏まえて定められており、その範囲は、玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内（以下「対象地域」という。）の地域を含む糸島市とされているが、本町は、福島第一原子力発電所と同様の事故が玄海原子力発電所で万が一発生し、仮に放射性物質の拡散が対象地域を越えるような場合に備え、必要な対策を本計画で定めるものとする。

### 2 原子力災害関連情報の収集及び伝達手段の整備

町は、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

#### ■原子力災害時の情報収集伝達体制の構築

- 原子力施設の災害等に係る情報収集・伝達体制の構築（情報の収集・連絡要員の指定等）
- 被災地への通信が輻輳した場合における「災害用伝言サービス」の活用促進
- 自主防災組織や町ホームページ等を活用した住民への情報連絡体制の構築
- 住民相談窓口の設置

### 3 避難収容活動体制の整備

原子力災害時に発生する広域避難者の受入れに向けて、避難計画や避難誘導等の体制を構築する。

#### ■広域避難者受入れ体制の構築

- 管理者の同意に基づく広域的な受入れ指定避難所としての学校や公民館等の指定
- 避難者を受入れる避難所、避難方法に関する住民等への周知徹底

#### 4 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町は、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るために、飲料水、飲食物の摂取制限や出荷制限に関する体制を構築する。

#### 5 原子力防災に関する知識の普及・啓発

町は、原子力防災に対する意識の向上を図るため、放射性物質及び放射線に関する知識、避難時の留意事項、汚染の除去等に関する知識の継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

##### ■原子力防災に関する知識の普及・啓発に関する事項

- 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 緊急時に国や県等が講じる対策の内容に関すること
- 屋内退避や避難に関すること
- 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

また、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させる。

##### ■防災業務関係者の研修

- 原子力防災体制に関すること
- 原子力施設の概要に関すること
- 原子力災害とその特性に関すること
- 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- モニタリング実施方法及び機器等に関すること
- 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 緊急時に国や県等が講じる対策の内容に関すること
- 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
- リスクコミュニケーションに関すること
- その他緊急時対応に関すること



## 第3章 災害に備えた防災体制づくり

項 目	担 当
第1 情報の収集伝達体制の整備	総務課、京築広域圏消防本部、消防団
第2 広報体制の整備	総務課
第3 広域応援体制の整備	総務課、京築広域圏消防本部、行橋警察署、自衛隊
第4 災害救助法等の運用体制の整備	総務課
第5 二次災害の防止体制の整備	総務課、建築課、都市整備課
第6 避難体制の整備	総務課、学校教育課
第7 要配慮者等安全確保対策	総務課、保険福祉課
第8 帰宅困難者支援体制の整備	総務課
第9 救出救助体制の整備	総務課、保険福祉課、京築広域圏消防本部、消防団
第10 医療救護体制の整備	総務課、保険福祉課、京築広域圏消防本部
第11 交通・輸送体制の整備	総務課、都市整備課、財政課、行橋警察署
第12 防災施設・資機材等の整備・充実	総務課、関係各課、京築広域圏消防本部
第13 物資等の調達、供給体制の整備	総務課、上下水道課
第14 住宅の確保体制の整備	建築課
第15 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の整備	住民課
第16 保健衛生・防疫体制の整備	住民課
第17 業務継続計画の策定	総務課、関係各課
第18 複合災害予防計画	総務課

### 第1 情報の収集伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を推進する。

#### 1 通信施設等の整備

##### (1) 防災行政無線（地上系）

町は、防災行政無線の設備の維持を行う。また、防災行政無線の夜間運用体制の確立を図る。

※ 資料編 2-1 防災行政無線

### ■防災行政無線の整備

- 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の充実を図る。
- 主要防災関係機関への通信回線の設置を検討する。
- 指定避難所等への半固定型無線機の設置を検討する。
- 各防災行政無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。
- 長期にわたる停電の発生に対処し、動力発電及び同充電機の設置を推進する。
- バッテリーの充電不足や停電時に備えて、非常用発電設備の整備を推進する。

#### (2) 消防無線

京築広域圏消防本部は、消防無線に関して下記の整備を検討する。

### ■消防無線の整備

- 県内各消防本部と相互に通信することができる共通波の整備、充実に努める。
- 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、車載無線の整備並びに携帯無線機の増強に努める。
- データ伝送等システムの充実に努める。また、消防団への通信手段の充実に努める。

#### (3) 各種防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、防災情報システムの整備及び充実を図る。インターネットによる情報発信をはじめ、防災行政無線の充実、防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)の接続等、災害時に有効な防災情報システムの充実を図る。

また、福岡県防災情報システム(福岡県防災・行政情報通信ネットワーク)を災害時等において効果的に運用できるよう、通信設備の整備・充実、必要なデータを整備する。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

### ■各種防災情報システムの整備

- 災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の整備
- 衛星携帯電話やMCA無線(移動無線)等のシステムの活用
- 防災相互通信用無線の整備

#### (4) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電等の発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報等の通信手段を整備する。

#### (5) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

## 2 通信連絡体制の整備

町及び消防団は、災害時に多様・多重な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

#### (1) 非常時通信体制の強化

災害時に町が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。

### ■非常通信体制の強化項目

項 目	内 容
非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時から非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、町職員の無線従事者の増員を図る。

#### (2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生したとき、又はそのおそれがある時を想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集等、非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

### 3 被害情報等の収集管理体制の整備

町、消防団は、自然災害による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡を相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報の収集伝達方法の多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立を推進する。

また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

#### ■現地情報収集体制

担当	項 目	内 容
町	防災連絡員の委嘱	○ 災害時に自治組織代表者以外からも信頼できる地域情報を得るため、町職員OB、消防団OB等を対象に、自治組織代表者等の推薦の下、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員を委嘱
	ライブカメラの設置	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの設置を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラを導入
	浸水モニター制度の創設	○ 災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集し、住民に提供する制度を創設
消防団	災害時情報収集専門団員の指定	○ 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時に情報収集にあたる団員をあらかじめ情報収集専門団員として指定 注) 災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線送受令機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線送受令機の配備を充実させるとともに、混線しないよう無線使用ルールを設定
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

### 4 情報の共有・伝達体制の強化

町は、防災関係機関と協力し、特に初動期における人命の安全確保を目的として、各種の意思決定に反映させるため、要救出現場数、出火件数、被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）、二次災害危険箇所の情報を収集する。

また、これらの情報を効果的に収集管理するため、参集職員からの被害情報の集約体制、住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制、関係職員・関係機関間における情報の共有化のための体制等の整備を図る。

**■情報の共有・伝達体制**

項目	内容
職員間の共有と伝達	○ 災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの導入を検討する。
町と関係機関の共有と伝達	○ 町、河川管理者、道路管理者、行橋警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を決定する。
町から住民への伝達	○ 職員による放送例文の作成及び情報の共有を図り、伝達体制の整備を図る。 ○ 住民（特に聴覚障がい者）、自治組織代表者、自主防災組織員等に、防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する「防災メール・まもるくん」（福岡県）への登録を促進する。 ○ 行橋警察署の協力のもと、地域住民等の自主的防犯体制の強化と防犯意識の高揚を図り、各種地域安全活動の健全な育成強化を促進する。 ○ 地域の安全・安心に関する情報を配信する「県警察メール・ふっけい安心メール」への登録を促進する。 ○ 通信事業者等が行う被災者の安否情報を始めとした、防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図られるように普及啓発に努める。
放送マニュアル等の充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○ 道路や街角に（移動）電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

**第2 広報体制の整備**

町は、災害時における的確な広報活動を実施するため、被災者、要配慮者等への情報提供及び関係機関との連絡体制の整備を推進する。

**1 被災者への的確な情報伝達体制の整備**

(1) 関係機関の広報計画との連携

各関係機関が定めた災害時の広報計画との密接な連携を図り、円滑な広報にあたる。

(2) 運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

**■広報運用体制の整備**

- 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- 地域住民（要配慮者（避難行動要支援者））の把握
- 広報・広聴担当者の熟練
- 広報文案の作成
- 広報優先順位の検討
- 伝達ルートが多ルート化（広報車、防災行政無線、J-ALERT、テレビ・ラジオ、携帯電話、メール、ソーシャルメディア等）

### (3) 情報伝達手段の整備

被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線の充実強化を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様かつ多重な手段の整備を図る。

町は、情報化の進展に伴い、メール・ソーシャルメディアといった新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達方法・内容等についての検討を進める。

また、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

### (4) 情報提供・伝達体制の整備

町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。

避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備を図る。

町は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達の際の役割・責任者等の明確化に努め、その体制及び施設、設備の整備を図る。

## 2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うにあたっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

## 3 要配慮者等への情報提供体制の整備

要配慮者等への適切な情報提供を行うため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用等、要配慮者や外国人を考慮した広報体制の整備に努める。

また、聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保する等、体制の整備に努める。

なお、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

## 4 町の保有する情報の安全管理

町が所有するコンピューターシステムについては、災害時における町の業務継続のため、また、重要な情報（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の消失を防ぐための総合的な整備保全、並びにバックアップシステム（分散保存等）の整備に努める。

## 第3 広域応援体制の整備

町は、防災全般に関する協力体制の強化のため、他市町村との相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

### 1 他市町村との相互協力体制の整備

被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から「福岡県消防相互応援協

定」に基づく消防相互応援や「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく相互応援の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた相互応援協定の締結、後方支援基地としての位置づけと準備等、協力体制の推進を図る。

- ※ 資料編 6-1 福岡県消防相互応援協定
- ※ 資料編 6-3 福岡県広域航空消防応援実施要綱
- ※ 資料編 6-4 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- ※ 資料編 6-8 災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定書

#### ■相互応援協定等

- 福岡県消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）
- 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成18年10月10日締結）
- 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）
- 行橋市、豊前市、築上郡、京都郡消防相互応援協定（昭和51年12月1日締結）
- 災害時における応急対策業務の応援協力に関する協定（平成22年6月14日締結）

## 2 自衛隊との連携体制の整備

---

町、県及び自衛隊は、「航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定（昭和35年6月1日締結）」や、「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱（平成7年8月設置）」における協議、防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、自衛隊に書面にて連絡することにより、相互の情報連絡体制の充実に努める。

## 3 その他防災関係機関の連携強化

---

行橋警察署及び京築広域圏消防本部との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。行橋警察署は、広域的な派遣態勢を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察本部と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

京築広域圏消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「福岡県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- ※ 資料編 6-2 福岡県緊急消防援助隊受援計画

## 4 受援計画

---

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、本地域防災計画等に応援の受入れ体制の構築等の受援計画を位置づける。

受援計画には、受援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、応援隊の災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の集結・活動拠点、応援要請の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等のほか、応援に必要な事項を記載する。

## 5 広域応援拠点等の整備

---

県や関係機関等と協議し、全県的な見地から広域応援活動を実施する上で、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定・整備し、関係機関と情報を共有する。

## 6 民間団体等との協定締結の促進

災害時に町内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

### ■民間団体応援協定

豊津土木建設協同組合       犀川土木組合       勝山建設組合

## 第4 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は通常災害救助法が適用されるが、町はその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

### 1 災害救助法等の習熟

関係各課は、日頃から災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領等に習熟する。

※ 資料編 5-6 災害救助法

※ 資料編 5-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

### 2 必要資料の整備

町は、「災害救助の運用と実務」（第一法規出版）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

### 3 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導・支援を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルの整備に努める。

## 第5 二次災害の防止体制の整備

### 1 震災消防体制の整備

町は、京築広域圏消防本部と連携し、二次災害を最小限に抑えるため、消防体制及び相互応援体制の強化を推進する。

### 2 余震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

#### (1) 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

また、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、町職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を促進し、被災時の判定連絡網の整備を図る。

#### (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、

住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、町職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連絡体制の整備を図る。

### 3 危険物施設等の予防対策

危険物施設等の事業者、施設管理者は、平常時から自然災害、大規模事故等に起因する安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

#### ■危険物施設等の予防対策

項 目	内 容
消防法上の危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の堅牢性の向上</li> <li>○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検</li> <li>○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立</li> </ul>
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の堅牢性の向上</li> <li>○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保</li> <li>○ 福岡県火薬類保安協会及び(社)日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化</li> <li>○ 自主保安体制の確立</li> </ul>
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強</li> <li>○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化</li> <li>○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化</li> <li>○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設）</li> <li>○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、豊前消防署及び行橋警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化</li> <li>○ 自主保安体制の確立</li> </ul>
毒物・劇物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備</li> <li>○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底</li> <li>○ 自主保安体制の確立</li> </ul>
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備</li> <li>○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備</li> <li>○ 自主保安体制の確立</li> </ul>

## 第6 避難体制の整備

町は、消防団及び関係機関と連携し、災害発生時に円滑な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、整備・点検、避難路の整備、避難体制の整備、避難場所・避難路の周知等を推進する。

### 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定、整備

町は、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び地震により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な指定緊急避難場所、指定避難所、避



難路を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、被災者の生活環境を整備するため、あらかじめ必要な措置を講ずる。

※ 資料編 2-3 指定避難所

(1) 指定緊急避難場所と指定避難所の区分

町は、災害から住民等が緊急的に避難する指定緊急避難場所、被災者が一定期間滞在する指定避難所を区分し、一定の基準を満たす施設をあらかじめ指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

■指定緊急避難場所・指定避難所の区分

区分	災害の種類	
	風水害	地震災害
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民が自主的かつ緊急的に避難する学校・集会所等</li> <li>○ 避難勧告・指示等があった時に、地域住民が緊急的に避難する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震や火災時に住民が一時的に避難する公園・緑地等の公共空地又は一時的な集合場所</li> <li>○ 火災等により上記の場所等が使用できなくなった場合に避難する一定規模の公園・緑地、学校等の公共空地</li> </ul>
指定避難所	○ 災害が長期化した時の仮設住宅等への移転までの生活場所	

注) 指定緊急避難場所、指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(2) 指定緊急避難場所の指定

町は、集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所を災害種別に応じてあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、当該変更の内容を記載した届出書を町に提出、届け出る。

■指定緊急避難場所の指定基準

条件	基準
管理条件	○ 災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること
立地条件	○ 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に当該指定緊急避難場所が立地していること
構造条件	○ 当該指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち洪水等についてはその水位よりも上に避難上有効なスペースがあること
その他地震を対象とする指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと</li> <li>ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること</li> <li>イ 当該場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと</li> </ul>

(3) 指定避難所の指定

町は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、公共施設その他の施設を当該施設の管理者の同意を得て、指定避難所として指定し、公示する。指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であり、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

#### ■指定避難所の指定基準

- 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
- 速やかに被災者等を受入れ又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
- 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
- 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的安易な場所にあること

#### (4) 福祉避難所の指定

町は、町社会福祉協議会と連携し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するとともに、資機材の確保を推進する。

#### (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

#### (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定取消し

町は、指定緊急避難場所・指定避難所が廃止された場合や指定基準に適合しなくなったと認める場合は、指定緊急避難場所・指定避難所の指定を取り消す。指定を取り消した指定緊急避難場所・指定避難所は、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

## 2 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

### (1) 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。

### (2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、防災機能強化のため、国や県の補助制度等を活用し、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努め、避難者のための施設の充実を図る。

### (3) 指定避難所の設備等の整備

町は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供、その他指定避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するほか、施設等の耐震性等の安全性を確保する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。指定避難所の防災機能強化のため、国や県の補助制度等を活用し、必要な整備を行い避難者のための施設の充実を図る。

さらに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

### ■指定避難所の設備等

- 貯水槽、仮設トイレ
- マット、簡易ベッド
- 非常用照明施設、非常用電源
- 衛星携帯電話等の通信機器
- テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- 空調、洋式トイレ等の要配慮者にも配慮した施設
- 換気、照明等

### 3 避難路の整備

町は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

#### ■避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

### 4 避難体制の整備

町は、関係団体、関係機関及び施設管理者等と協力し、避難誘導マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、自主防災組織及び事業所等との連携を図る。

#### (1) 避難勧告等の判断・伝達方法の整備

避難指示（緊急）、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下、「避難のための安全確保措置」という。）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を指針として、県、気象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めることができるような避難準備・高齢者等避難開始の伝達体制整備に努める。

なお、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

#### (2) 安全な避難誘導體制の確立

消防団、関係機関及び自主防災組織等の協力を得ながら、安全な避難誘導體制を整える。特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

#### ■避難誘導體制の検討事項

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制の整備
- 高齢者等の要配慮者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係各課、関係機関等との応援協力体制の整備
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じた住民の理解

(3) 指定緊急避難場所管理体制の整備

指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

(4) 指定避難所管理・運営体制の整備

災害時に指定避難所運営組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ施設管理者、自治組織代表者、自主防災組織等と協力して共通認識を深め、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制について検討するとともに、その訓練を実施する。なお、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行い、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努め、避難所となりうる民間施設等の管理者に対しても可能な範囲において協力を求める。

また、災害ボランティア団体に災害時の指定避難所運営の支援体制についての協力関係を構築する。

■指定避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、町、自治組織代表者の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、指定避難所運営に必要な書類を整備する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際は公示するとともに、地域住民に対し、広報紙への掲載、ハザードマップ等の配布、誘導標識の設置、避難訓練、自主防災組織等を通じて、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等の周知を図る。

6 学校、社会福祉施設、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、避難に関する計画を作成する等、避難対策の万全を図る。

また、病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、適切な避難対策を図る。

■学校等の避難計画

- 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 避難所の選定、収容施設の確保
- 避難誘導の要領
  - ▽ 避難者の優先順位
  - ▽ 避難所・避難路及びその指示伝達方法
  - ▽ 避難者の確認方法
- 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法
- 防災情報の入手方法
- 町への連絡方法

■社会福祉施設等の避難計画

- 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- 避難所の選定、収容施設の確保
- 避難誘導の要領

- ▽ 避難者の優先順位
- ▽ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
- ▽ 避難者の確認方法
- 家族等への連絡方法
- 防災情報の入手方法
- 町への連絡方法

## 第7 要配慮者等安全確保対策

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、外国人、旅行者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者という。避難行動要支援者に対する支援について、町は、平常時から防災対策を推進し、安全確保体制を整備する。

### 1 在宅の要配慮者対策

平成25年8月に内閣府から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者避難支援計画を作成する。また計画の作成に当たっては、避難支援関係者の安全確保等にも配慮する。避難支援計画は全体的な支援方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人一人の避難支援方法等を定めた「個別計画」により構成する。

#### (1) 避難行動要支援者の対象

当該計画の避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア. 要介護度認定3以上の者
- イ. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
- ウ. 療育手帳Aを所持する者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- オ. その他、上記に準ずるものとして町長が認めた者

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

- ア. 登録事項
 

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し又は記録する。

  - ①氏名
  - ②生年月日
  - ③性別
  - ④住所又は居所
  - ⑤電話番号その他の連絡先
  - ⑥支援等を必要とする事由（上記対象者の区分）
  - ⑦その他町長が必要と認める事項

イ. 情報の入手・管理等

避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報は、作成に必要な範囲で庁内内部の情報を利用し作成する。また必要に応じて、県に情報提供を求めるほか、本人、避難支援団体等から情報を取得する。

作成した避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、保険福祉課で適切に管理する。また、名簿の更新については、情報の適正化を図るため、変更又は削除の必要が生じた場合は速やかに行う。

(3) 個別計画の作成

避難行動要支援者名簿の登録者の内から、町や避難支援団体等が本人の同意を得て、又は本人の申し出により、当該避難行動要支援者一人一人の個別計画を、町が避難支援団体等の協力を得て作成する。

ア. 登録事項

個別計画には、避難行動要支援者名簿の情報のほか次に掲げる事項を記載し又は記録する。

- ①避難支援者（避難支援団体）の情報
- ②避難支援者（避難支援団体）への情報提供に関する同意の有無
- ③その他町長が必要と認める事項

イ. 情報の入手・管理等

作成した個別計画は、非常時に備え、保険福祉課で適切に管理する。また、適正な情報を保つために、避難支援団体等の協力を得て個別計画の点検・見直しを年に1回行うが、本人、避難支援団体等から申し出があった場合は、随時、追加修正等を行う。

(4) 情報の共有

避難支援団体と情報を共有する場合は、適正管理、秘密保持等個人情報の漏えい防止を徹底する。平常時より情報を共有する場合は、個人情報の取扱いに関する協定を締結する等、管理の徹底を図る。

また、災害時等に緊急に情報共有を行う場合には、個人情報の取扱いを徹底させるとともに、情報の共有が不要となった時点で名簿等を回収し、以後も守秘義務が発生する等の指導を行い、情報漏えいの防止に努める。

避難行動要支援者名簿及び個別計画は、平常時において、町及び避難行動要支援者本人並びに当該家族のほか、避難支援団体と情報を共有できる。

ただし、情報提供に本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

災害時又は災害が発生するおそれがある場合においては、特に必要があると認める場合に情報を共有する。この場合においては、情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないが、共有する団体、情報等を絞り、必要な情報だけを共有する。

ア. 避難支援団体

- ①京築広域圏消防本部
- ②行橋警察署
- ③民生委員児童委員協議会
- ④町社会福祉協議会
- ⑤自治会等の自主防災組織
- ⑥その他の避難支援等の実施に係る団体

(5) 在宅の要配慮者に対する対策

町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がい者、難病患者等の要配慮者の分布を

考慮し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

障がい者に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部等を通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

#### (6) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織の防災活動等の協力を得て、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導等、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難への体制づくりを行う。

なお、避難行動要支援者に対する避難支援は、避難支援等関係者の安全を優先した上で、地域の実情や災害に応じて可能な範囲で実施することが原則である。そのため、避難支援体制づくりを推進する際、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認・避難誘導等の避難支援が困難となるおそれがあることについて、避難行動要支援者に十分に理解が得られるよう、周知徹底を図る。

また、災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討や、介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保等、要配慮者の支援体制を確保する。

災害の発生時間は事前に特定できないため、夜間等考える最悪の場合にも対応できるよう、特に避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

#### (7) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がい者等の安全を確保するため、要配慮者に対する緊急通報システムの充実、強化を図る。

また、一般住宅防火指導の中で、障がい者に対して防火機器の設置を促進する。

#### (8) 防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

## 2 社会福祉施設、病院等の対策

### (1) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について、地域防災計画において定める。

町は、本地域防災計画で規定した浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、当該施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

※ 資料編 2-12 災害危険区域内に位置する各種施設

(2) 施設の整備

町は、社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進するとともに、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設及び病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建物の耐震化等、施設自体の安全確保に努めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設及び病院等の管理者に対して、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設及び病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

さらに、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民等との連携を密にし、災害時の要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練の実施に努める。

町は、社会福祉施設及び病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導する等、支援を行う。

---

### 3 幼稚園・保育所（園）対策

幼稚園・保育所（園）の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の実施について要請する。

また、幼稚園・保育所（園）が保護者との間で、災害発生時における幼児・児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

---

### 4 外国人等への支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、指定緊急避難場所・指定避難所の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア



等の確保に努める。

また、県、(公財)福岡県国際交流センター及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

### (3) 旅行者への支援対策

町は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な指定緊急避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、関係団体と連携し、あらかじめ情報連絡体制を整備する。

## 5 要配慮者への防災教育・訓練の実施

町及び京築広域圏消防本部は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に要配慮者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者に対する避難訓練を実施する等、要配慮者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

## 6 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第8 帰宅困難者支援体制の整備

町は、災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。

### 1 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

### 2 帰宅困難者の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び福岡県防災公衆無線 LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線 LAN を利用したインターネットを効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。

### 3 一時滞在場所の提供

町が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

## 4 企業等における対策の推進

企業等における発災時の安否確認や交通情報等の収集、災害の状況を十分に見極めた上での従業員、顧客等の扱いを検討することを支援する。

また、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、適切な措置を行うまでの待機の間、企業等において必要となる飲料水、食料、毛布等の備蓄の推進を啓発する。

## 第9 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。町は、京築広域圏消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

### 1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出用資機材等を備えた倉庫の設置を推進するとともに、訓練等を通じて、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業事業者団体等と協定を締結する等、連携を図る。

### 2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

### 3 要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

### 4 医療機関との連携体制の整備

町及び京築広域圏消防本部は、医療行為を行う医療機関と連携した救出・救助を行うため、連携体制の整備を図る。

## 第10 医療救護体制の整備

町は、京築広域圏消防本部、京築保健福祉環境事務所及び医療機関等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ的確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

また、災害時に医薬品等が大量に必要なことから、医薬品等の確保・供給体制の整備を検討する。

### 1 医療体制の整備

#### (1) 京築保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時に、京築保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、京築保健福祉環境事務所等と連

絡調整を図る。

## (2) 医療機関等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、医療機関等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員等、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、情報連絡、災害対応調整等のルール化や災害時の通信手段等の確保を図る。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

### ■災害拠点病院

区分	医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構九州医療センター	702	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700
地域災害拠点病院	京築	新行橋病院	246	行橋市道場寺 1411	0930-24-8899
		小波瀬病院	266	京都郡苅田町新津 1598	0930-24-8899
救命救急センター	北九州	北九州市立八幡病院	439	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565
	北九州	北九州総合病院	360	北九州市小倉北区東城野1-1	093-921-0560

注) 北九州医療圏のうち、みやこ町に最寄りの北九州市立八幡病院、北九州総合病院を掲載

## (3) 広域災害・救急医療情報システムの有効利用

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入れ可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの「広域災害・救急医療情報システム」の有効利用を図る。

## (4) 救急救命士の養成

京築広域圏消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進する。

京築保健福祉環境事務所、京都医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を推進する。

## (5) 医療救護班の整備

町は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、県の協力のもと地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をする等して、あらかじめ救護班を編成する。

なお、医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

## (6) ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

町及び京築広域圏消防本部は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関等が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制の整備に努める。

## (7) 長期的医療体制の整備

指定避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

## 2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、京築保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

### 第11 交通・輸送体制の整備

町は関係機関と連携して、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制（車両や輸送施設、輸送路等）の整備に努める。

#### 1 緊急輸送路の確保・啓開体制の整備

町は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

なお、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するよう取り組むとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制を整備する。

##### (1) 緊急輸送路の設定

県が指定する緊急輸送路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、町内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

##### ■緊急輸送路（県）

区 分		路 線 名	緊急輸送路	
			1 次	2 次
一般国道	指定区間	国道 10 号椎田バイパス	○	
		国道 201 号	○	
	指定区間外	国道 496 号	○	
		国道 500 号	○	
県道	主要地方道	県道 34 号行橋添田線		○
		県道 58 号椎田勝山線		○
	一般県道	県道 201 号犀川豊津線		○
		県道 204 号田川犀川線		○
		県道 239 号木井馬場犀川停車場線		○
		県道 242 号大久保犀川線		○

（資料：「福岡県地域防災計画 資料編」（平成 29 年 3 月）福岡県）

##### ■緊急輸送路の指定目安

県が指定した緊急輸送路及び町役場と、次の施設を結ぶ道路

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ○ 町役場       | ○ 自衛隊駐屯地    |
| ○ 救護所設置予定場所 | ○ 臨時ヘリポート   |
| ○ 搬送先病院     | ○ その他地域拠点施設 |

##### (2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平時から行橋警察署及び関係機関と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、あらかじめ建設事業者団体との間で協定等を締結して、緊急輸送路の啓開作業に必要な人員、資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

### (3) 緊急輸送路の周知

住民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るとともに、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送路及びその沿道の建築物等の耐震性の確保に配慮する。

## 2 輸送車両等の確保

町は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結する等、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

また、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## 3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

町は、町有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知する。

## 4 物資集配拠点の整備

物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等、使用方法について予め検討する。

また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送拠点の耐震性の確保に配慮する。

## 第12 防災施設・資機材等の整備・充実

災害に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災施設や設備、資機材を有効に使用できるよう点検・整備しておくとともに、資機材の調達方法、調達先についての整備、拡充に努める。

### 1 災害対策本部体制の整備

#### (1) 初動体制の整備

町は、職員の非常参集体制の整備を図り、効果的に災害に対応するため、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保、携帯電話等、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

(3) 災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

■災害対策本部室等の整備

- 本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、建物の耐震化等の安全性や、災害対策本部の代替施設の耐震化、通信機能や非常用電源施設等の整備
- 自家発電機（エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討）
- 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線
- 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- 応急対策用地図
- 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

(4) 関係機関等の参画

町は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災中枢機能等の整備・充実

町及び京築広域圏消防本部は、災害時における災害対策活動の中枢機能を果たす施設としての町役場本庁舎・本庁舎別館及び消防施設・設備について、施設の耐震・耐火対策や、災害時に必要となる物資等の備蓄に関して配慮しながら、その整備・充実化を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努める。

さらに、自ら管理する情報システムの多様化・高度化等所要の対策に配慮する。

■防災中枢機能等の充実化に関する配慮事項

- 施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保
- 総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進
- 代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備等の整備
- 想定復旧期間が明らかでない場合は、概ね1週間の発電が可能となるような燃料の備蓄
- 停電対策並びに物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備
- 通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保

### 3 防災拠点施設の整備・充実

町及び京築広域圏消防本部は、大規模災害時における地域の災害対策活動・機能（救援・救護、復旧活動、災害ボランティア活動、がれき等の仮置き場等）の拠点となる防災拠点施設の整備・充実を図る。

また、これらの施設の整備・充実化にあたっては、上記の「防災中枢機能等の充実化に関する配慮事項」に準じていくとともに、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等にも活用できる、防災教育機能を具備させることも検討する。

#### ■各種防災拠点

項目	内容
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点</li> <li>○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点</li> </ul>
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース</li> <li>○ 地域の防災活動のための駐屯スペース</li> <li>○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設</li> <li>○ 臨時ヘリポート</li> <li>○ 要配慮者等の避難所</li> <li>○ ボランティア等の活動拠点</li> <li>○ がれき処理のための仮置場</li> </ul>

### 4 災害用臨時ヘリポートの整備

#### (1) 災害用臨時ヘリポートの選定、整備

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

#### (2) 県への報告

町は、福岡県地域防災計画に定める選定基準等に基づき、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、「みやこ町地域防災計画」に定めるとともに、県に、臨時ヘリポート番号、所在地及び名称、施設等の管理者及び電話番号、発着場面積、付近の障害物等の状況、離着陸可能な機種を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

#### (3) 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つ等、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

※ 資料編 2-7 災害時における臨時ヘリポート

### 5 装備資機材等の点検・整備の充実

町及び京築広域圏消防本部は、応急対策の実施のため、備蓄（保有）する災害用装備資機材等（消防用資機材及び施設、救急車等の救助用資機材等）を、随時点検・整備するとともに、必要に応じてそれらを充実させる。

### 6 備蓄物資の整備

町は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、

必要とされる食料、生活必需品等の物資について、備蓄個別計画を策定し、備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、国、県、町、その他関係機関、住民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他機関との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

## 7 被害情報等の収集体制の整備

町は、情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

## 8 惨事ストレス対策

町は、救助・救急、医療又は消火活動等に伴う職員等の惨事ストレス対策への実施に努める。

## 9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておく。

# 第13 物資等の調達、供給体制の整備

町は大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備する。

## 1 給水体制の整備

震災時は広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により、水道水の汚染や断水が予想されるため、平常時から水道施設の耐震性強化や緊急遮断弁等の整備による被災時の給水の確保や復旧のための体制づくりを進める。

### (1) 補給水利等の把握

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や、耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

### (2) 給水用資機材の確保

町は、必要な給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

### (3) 危機管理体制及び水道施設の応急復旧体制の整備

町は、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備を図る。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

### (4) 災害時への備えに関する啓発・広報

町は、地震への対策や震災時対策の諸活動について、住民、事業所等に対して、町広報紙、ハザードマップ、防災パンフレット等により、周知・広報しておくとともに、平常時から3日



分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

## 2 食料供給体制の整備

町は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出し、その他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

### (1) 給食用施設・資機材の耐震化と整備

給食センターを有効に活用できるよう、野外炊飯に備えて炊飯器具を備蓄・確保することを検討する。

### (2) 食料の備蓄

食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。この場合、高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者、介護食品等食事療法を要する者等に特に配慮する。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、住民に対し、3日分相当の食料の備蓄を行うよう啓発を図る。また、事業所内においても最低3日間の飲料水や食料等を出来るだけ企業備蓄することを要請する。

### (3) 災害時民間協力体制の整備

食料関係業者（弁当等）及び農業団体との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

また、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設等について、（一社）福岡県LPガス協会やガス事業者との間で協力体制を整備する。

## 3 生活必需品等の供給体制の整備

生活上必要な被服、寝具その他の日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給付又は貸与するため、町は、市場流通がある程度回復するまでの間の物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

### (1) 生活物資の備蓄

生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性、乳幼児等の要配慮者に特に配慮する。

また、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、住民に対し、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう啓発する。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の飲料水や食料等を出来るだけ企業備蓄することを要請する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

生活物資等関係業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

---

**4 医薬品等の供給体制の確保**

---

町は、県と連携し、災害等の大規模災害時における初動医療救護のための医薬品等を備蓄するとともに、その後の救護医療に必要な医薬品等の供給体制を確保する。

---

**5 血液製剤確保体制の確立**

---

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について住民への普及啓発を図る。

---

**6 資機材供給体制の整備**

---

災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所・指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他の機材が必要となるため、町は迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 機材の備蓄

機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう取り組む。

(2) 災害時民間協力体制の整備

レンタル機材業者との災害時の協力協定の締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も民間において行う内容とする。

---

**7 義援物資の受入れ体制の整備**

---

町は、小口・混載の義援物資は県及び被災した市町村の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入れ体制の整備、例外的に個人等からの義援物資を受入れる場合の受入れ方法及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

なお、特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握が困難となったことに鑑み、県は、大規模災害発生時に本町との連絡が取れなくなった場合は、本町からの要請を待たずに職員を派遣する等の情報収集を図り、迅速かつ的確な義援物資の供給に努める。

## 第14 住宅の確保体制の整備

### 1 空家住宅の確保体制の整備

町は、公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供を図る。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。

### 2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ選定した応急仮設住宅建設に適する建設用地の建設候補地台帳を作成・更新する等、供給体制の整備を図る。

## 第15 ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の整備

### 1 ごみ処理体制の整備

町は、「福岡県地域防災計画（平成28年3月）」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容を習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

また、町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

#### ■ごみの仮置場選定の基準

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

### 2 し尿処理体制の整備

#### (1) し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

町は、「福岡県地域防災計画（平成28年3月）」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害時に発生するし尿を適正に処理するために必要な体制を整備する。

#### (2) 災害用仮設トイレの整備

町は、災害時に指定避難所、住宅地内で浄化槽等の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者等との協力関係を整備する。

#### (3) 素掘用資機材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資機材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資機材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

### 3 災害廃棄物処理体制の整備

#### (1) 災害廃棄物の処理要領への習熟と処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生した廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適

正に処理するために必要な体制を整備する。災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワークや地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

また、町は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

**■災害廃棄物の仮置場選定の基準**

- 他の応急対策活動に支障がない場所
- 環境衛生に支障がない場所
- 搬入に便利な場所
- 分別、焼却、最終処分を考慮して便利な場所

(2) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・災害廃棄物の収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結する等、応援協力体制を整備する。

また、し尿・災害廃棄物の処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

**第16 保健衛生・防疫体制の整備**

**1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備**

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるため、町は、「福岡県地域防災計画（平成28年3月）」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示された活動要領・内容に習熟するとともに、感染症等の疾病の発生を防止するために必要な体制を整備する。

また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

**2 防疫用薬剤及び資機材等の確保**

町は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握する等、平常時からその確保に取り組む。

**3 学校における環境衛生の確保**

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を実施する。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

**4 家畜防疫への習熟**

町及び関係機関は、「福岡県地域防災計画（平成28年3月）」の第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」に示された活動要領・内容を習熟する。

## 第17 業務継続計画の策定

災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を検討する。

### ■業務継続計画策定のための主な検討項目

- 業務継続体制
  - ・全庁的な検討体制の構築
  - ・国、県、関係機関等との連携、調整等
- 業務継続体制の検討
  - ・検討の対象及び実施体制
  - ・被害状況の想定
  - ・非常時優先業務の選定
  - ・必要資源に関する分析と対策
  - ・非常時の対応
- 業務継続体制の向上
  - ・教育、訓練等
  - ・点検、是正

## 第18 複合災害予防計画

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### 1 職員・資機材の投入判断

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行う。

また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

### 2 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。